

障企発 0 2 0 4 第 3 号
平成 28 年 2 月 4 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について」（平成28年2月4日障発0204第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正され、また、これに伴い、身体障害認定要領については、「「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について」（平成28年2月4日障企発0204第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）によりその一部が改正されたところであるが、これらに係る疑義に回答するため、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成28年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成 15 年 2 月 27 日障企発 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
別紙	別紙
身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について	身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について
[総括事項] ～[小腸機能障害] （略）	[総括事項] ～[小腸機能障害] （略）
[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]	[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]
1 ～ 7 （略）	1 ～ 7 （略）
（質疑）	（質疑）
8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱ってよいのか。	8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱ってよいのか。
（回答）	（回答）
抗 HIV 療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものとする。	抗 HIV 療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものとする。
	<u>ただし、治療の経過から、抗HIV療法を要しなくなると想定される場合については、再認定を付記することは考えられる。その場合、抗HIV療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定を実施することとなる。</u>
[肝臓機能障害]	[肝臓機能障害]
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
（質疑）	（質疑）
4. Child-Pugh 分類による合計点数と <u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上</u> の有無は、第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。	4. Child-Pugh 分類による合計点数と <u>3 点項目</u> の有無は、第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。
（回答）	（回答）
第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。 <u>ただし再認定については疑義解釈 1 3. を参考に</u>	第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。

<u>されたい。</u> (質疑) 5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。 (回答) 肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。 <u>なお、関連して、血清アルブミン値については、アルブミン製剤の投与によって、値が変動することがあるため、アルブミン製剤を投与する前の検査値で評価する。</u> 6～12 (略) (質疑) <u>13. 初めて肝臓機能障害の認定を行う者の再認定の必要性に関して、</u> <u>ア. Child-Pugh 分類による合計点数が例えば第1回9点、第2回10点の場合は、再認定を付して認定しなければならないのか。</u> <u>イ. Child-Pugh 分類による合計点数が7点から9点の状態であり、再認定の際にも同じく7点から9点の状態であった場合、再度、再認定の実施を付しての認定をしなければならないのか。</u> (回答) <u>ア. 再認定の必要性については、第2回目の検査時点の結果をもって判断されたい。</u> <u>イ. 再認定の際にも7点から9点の状態であった場合は、一律に再認定が必要とするのではなく、指定医と相談のうえ個別に障害の状態を確認し再認定の必要性を判断されたい。</u>	(質疑) 5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。 (回答) 肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。 6～12 (略) (新規)
---	---